

# いわき市医療センターPR動画作成業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務概要等

### (1) 業務名

いわき市医療センターPR動画作成業務

### (2) 業務目的

市民および市内外の医療関係者等に対し、当センターの概要や地域において担う役割等を周知し、当センターに一層の関心を持っていただくことを目的にPR動画を作成する。

なお、作成した動画については、院内外における病院の概要説明時に使用するほか、Y o u T u b e 等の媒体に掲載し、活用していくことを想定している。

### (3) 業務内容

別紙「いわき市医療センターPR動画作成業務委託仕様書」による

### (4) 履行期間

契約締結日から令和7年11月7日（金）まで

### (5) プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

### (6) プロポーザル方式の採用理由及び導入効果

本業務については、映像の撮影・編集等の各工程において専門性が要求されるほか、内容の構成・演出等に関して企画性・創造性が重視されるものであることから、価格以外の要素を含めて総合的に最も優れた企画提案をした者を受託予定者として選定することができる公募型プロポーザル方式を採用する。これにより、質の高いPR動画を作成でき、効果的かつ戦略的な広報業務に資することが期待される。

## 2 予算

提案限度額 1,210,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

## 3 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないものであること。
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されていない者であること。
- ・公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、いわき市の指名停止を受けていない者であること。
- ・銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされ

ていない者であること。

- ・宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- ・いわき市病院事業契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成27年3月31日制定）第4条第2項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。
- ・国税及び地方税を滞納していないものであること。

#### 4 参加方法等

##### (1) 提出先

「13 問い合わせ先」のとおり。

##### (2) 提出方法

本プロポーザルへの参加を承諾するにあたり、次の書類を各1部提出すること。

- ① 様式1：参加届
- ② 様式2：会社概要・業務実績表
- ③ 国、市税の納税証明書

##### (3) 提出期限

令和7年8月4日（月）必着

※ 提出書類（様式1、様式2等）は、持参、郵送（配達完了が確認できる書留郵便等に限る。）又は宅配便による提出とする。

※ 受付時間は土・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

##### (4) 提出書類の配布方法

参加届等の様式は、いわき市公式Webサイトからダウンロードすること。

URL <http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1652948271577/index.html>

#### 5 提案書の内容及び作成方法

##### (1) 提案書の内容及び様式

参加資格審査を通過した者のみが、企画提案書を提出することができるものとし、次の書類を提出すること。

- ① 様式3：企画提案書
- ② 様式4：見積書
- ③ 添付資料：工程表、業務実施体制

※ 添付資料の様式は自由とする。なお、審査の公平性を保つ観点から、説明資料等において提案者の名称が特定できるような表現は使用しないこと。

##### (2) 記入上の注意事項等

医療に関する広告は、患者等の利用者保護の観点から、広告可能な事項が限定的であり、その詳細は、主に「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」において規定されている。

こうしたことから、企画提案書の作成にあたっては、上記ガイドライン等の趣旨を理解し、適切な広告表現を用いること。

#### 6 提案書の提出方法等

(1) 提出方法

提出書類（様式 3、様式 4、添付資料）は、持参、郵送（配達完了が確認できる書留郵便等に限る。）又は宅配便による提出とする。

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 8 部

(3) 提出期限

令和 7 年 8 月 28 日（木）必着

※ 受付時間は土・日曜日・祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時までとする。

(4) 提出先

「13 問い合わせ先」のとおり。

(5) 提案書の取扱い

ア 提案書の提出後は、原則として提案書に記載された内容の変更を認めないものとする。

イ 提出された提案書については、返却しないものとする。

ウ 提出された提案書は、プロポーザル方式による受託候補者の選定のために使用し、また、複製等をすることができるものとし、提出者に無断でその他の目的のために使用することはできないものとする。

エ 提出された提案書は、いわき市情報公開条例（平成 10 年いわき市条例第 1 号）に定める行政情報の開示の請求に基づき、同条例第 7 条各号に規定する不開示情報を除き、第三者に開示することができるものとする。

## 7 審査方法等

(1) 審査方法

ア プロポーザル審査委員会の設置

企画提案書等の審査及び評価は、当センターが設置するいわき市医療センター PR 動画作成業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、実施するものとする。

イ プレゼンテーション等の実施

企画提案書を提出した者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。詳細については、各提案者へ後日連絡する。

(ア) 開催予定日

令和 7 年 9 月 9 日（火）13：30～（予定）

(イ) 場所

いわき市医療センター（詳細は別途連絡）

(ウ) 審査体制

審査は、委員会が行う。

(2) 審査の観点

委員会は、提出された提案書等の書類審査のほか、ヒアリング等の結果も踏まえ、総合的な観点から受託候補者を選定するものとする。

受託候補者の選定は、次項の採点方法に基づき各委員の評価した点数により順位を付け、最低基準点（提案内容評価点の5割）以上で最も評価点の高い者を、委員会での審議の上、「最優秀提案者（受託候補者）」として決定し、次いで評価の高い提案者を「次点」として選定する。また、最低基準点以上で最も高い評価点の合計が同点となる者が2人以上あるときは、同点となった全ての者について、委員会での審議によりその順位を決定し、順位が1位の者を「最優秀提案者（受託候補者）」とする。

なお、提案者が1者の場合であっても当該審査は実施することとし、審査における最低基準点以上の評価点を得た場合は、その提案者を受託候補者として選定する。

### (3) 評価点の採点方法

委員会において、次の評価項目に基づき、Ⅰ～Ⅴの5段階で評価し、基準点と、項目ごとに設定された配点とを乗じて各項目の評価点を算出する。算出にあたっては、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求める。

| 評価項目            | 評価の着目点        | 判断基準                                     | 配点  |
|-----------------|---------------|------------------------------------------|-----|
|                 |               |                                          |     |
| 1 業務能力等         | (1) 業務実績      | 同種業務に関する実績を有しているか。                       | 10  |
|                 | (2) 実施体制      | 業務を円滑に遂行する人員体制となっているか。                   | 10  |
| 2 企画提案          | (1) 業務の理解度    | 業務の目的や内容を踏まえた上での提案になっているか。               | 10  |
|                 | (2) 効果的な構成・演出 | 当センターの特長が適切にプロモーションされる構成・演出となっているか。      | 30  |
|                 | (3) 説明能力      | 資料やプレゼンテーションによる説明は理解しやすく、説得力が感じられるか。     | 10  |
|                 | (4) 工程表       | 業務手順や工程が明確・妥当であり、期間内で円滑に確実な遂行ができる提案であるか。 | 10  |
|                 | (5) 独自提案      | 付加価値を高めるような独自性を有する提案があるか。                | 10  |
| 3 価格評価          | 業務に要する費用      | 評価点＝最も低い提案価格÷提案価格×10                     | 10  |
| 評価点合計（審査員1人あたり） |               |                                          | 100 |

※ 100 点×委員数が総合点の満点となる。総合点合計の 50 点×委員数を最低基準点とする。

| 採点  | I        | II    | III  | IV    | V    |
|-----|----------|-------|------|-------|------|
| 基準  | 非常に優れている | 優れている | 普通   | 劣っている | 提案なし |
| 基準点 | 1.00     | 0.75  | 0.50 | 0.25  | 0.00 |

## 8 審査結果

### (1) 通知方法

本プロポーザルの審査結果は、提案者の全てに対し電子メールで送付した後、書面により通知する。

### (2) 通知時期等

令和 7 年 9 月 12 日（金）予定

※ なお、「最優秀提案者（受託候補者）」と「次点」について、評価点とともに当センターのホームページにおいても公表する。

## 9 プロポーザルのスケジュール

| 日程                 | 内容                  |
|--------------------|---------------------|
| 令和 7 年 7 月 18 日（金） | 公告・質問受付開始           |
| 令和 7 年 7 月 25 日（金） | 質問受付期限              |
| 令和 7 年 7 月 28 日（月） | 参加申込受付開始            |
| 令和 7 年 8 月 4 日（月）  | 参加申込提出期限            |
| 令和 7 年 8 月 28 日（木） | 企画提案書提出期限           |
| 令和 7 年 9 月 9 日（火）  | プレゼンテーション及びヒアリングの実施 |
| 令和 7 年 9 月 12 日（金） | 結果通知日（予定）           |
| 令和 7 年 9 月 16 日（火） | 契約締結（予定）            |

※ 受付時間は土・日曜日、祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時までとする。

## 10 質問・回答

### (1) 提出方法

本プロポーザルに関する質問がある場合には、質問書（様式 5）に必要事項を記入のうえ、下記提出先まで持参、電子メール又は F A X で提出すること。（電子メール又は F A X の場合は、必ず電話にて受理確認を行うこと。）

### (2) 提出期限

令和 7 年 7 月 25 日（金）午後 5 時

### (3) 提出先

「13 問い合わせ先」のとおり。

#### (4) 回答方法等

質問の内容及び回答は、市公式ホームページで随時公表する。その際には、質問者名は公表しない。

なお、受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しないものとし、また、質問の内容が本プロポーザルによる受託候補者選定に公平を保つことができないと判断した場合には、質問には回答しない。

### 11 契約の締結

契約の締結にあたっては、次により行うこととする。

#### (1) 契約の締結方法

当センターと当センターが選定した最優秀提案者（受託候補者）との間で、提出された企画提案書の記載事項を踏まえた協議を行い、協議が整った場合に、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結する。（この協議によっては、提出された企画提案書の内容等について一部変更する場合がある。）

ただし、最優秀提案者（受託候補者）と協議が整わない場合にあっては、次点の事業者と協議のうえ、契約を締結する。

なお、最優秀提案者及び次点の決定から契約締結までの間に、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に基づいていわき市が一般競争入札に参加させないこととした同等以上の処分を受けた場合又は「3 参加資格要件」に合致しないこととなった場合には、契約を締結しないこととする。

#### (2) 契約書の作成

契約書は、2 通作成し、当センター及び受託者の双方が各 1 通を保有する。契約金額は、消費税を内書で記載するものとする。

なお、契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担とし、契約変更についても同様とする。

### 12 留意事項

- (1) 企画提案にあっては、本実施要領及び仕様書を遵守すること。
- (2) 1 提案者につき 1 提案とし、複数提案は禁止する。
- (3) 企画提案に関する提出書類の変更、差替え、または再提出は認めない。
- (4) 企画提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (5) 企画提案で使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (6) 提出された企画提案書等の返却は行わない。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
  - ア 本要領に示す参加資格要件から外れた者が行った企画提案
  - イ 本要領等の記載内容に従わない企画提案
  - ウ 定められた日時及び場所に提出されなかった企画提案
  - エ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない企画提案

#### オ 虚偽の記載をした企画提案

- (8) 企画提案に関する提出書類の著作権等の取扱いについて、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。ただし、選定結果の公表等において、当センターが本業務に関して必要と認めるものについては、企画提案書の全部または一部を無償で利用できるものとする。
- (9) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任の一切は提案者が負うものとする。
- (10) 企画提案に関し、当センターが提示する書類及び提示する資料は、本企画提案における提案目的以外の使用、複製、転載を禁止する。
- (11) 提案者が不適切な行動をとった場合及びその疑いが生じた等の場合においては、公正に公募型プロポーザルを執行できないと認められるとき、またはその恐れがある場合は、当センターは当該提案者を企画提案に参加させず、または公募型プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。  
また、後日、一連の企画提案手続きにおいて不正な行為が行われていたことが判明した場合は、当該事業者との契約を解除することがある。なお、不正行為等により、当センターに何らかの損害を発生させた場合には、損害賠償請求を行うこともある。
- (12) 災害、その他不可抗力等により、当センターは事業計画及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。このため、選考の過程において前述の事態に至った場合、当センターは提案者に対して一切の責任を負わないものとする。
- (13) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

### 13 問い合わせ先

〒973-8555 福島県いわき市内郷御厩町久世原 16 番地

いわき市医療センター事務局経営企画課

電話番号：0246-26-2134 F A X：0246-26-2404

メールアドレス：iryo-c-keieikikaku@city.iwaki.lg.jp

※ 電子メール又はF A Xの場合には、必ず電話にて受理確認を行うこと。

※ 受付時間は土・日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。